

宮城県社会福祉協議会職員給与等支給規則

平成17年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 2号
平成17年5月24日	宮城県社会福祉協議会規則第 13号
平成18年1月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 17号
平成19年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 23号
平成22年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 40号
平成23年6月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 47号
平成24年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第 54号
平成25年3月19日	宮城県社会福祉協議会規則第 59号
平成26年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第 67号
平成27年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第 72号
平成27年10月14日	宮城県社会福祉協議会規則第 77号
平成28年3月18日	宮城県社会福祉協議会規則第 81号
平成29年3月17日	宮城県社会福祉協議会規則第 91号
平成30年3月20日	宮城県社会福祉協議会規則第104号
平成30年12月12日	宮城県社会福祉協議会規則第108号
平成31年3月12日	宮城県社会福祉協議会規則第113号
令和2年3月10日	宮城県社会福祉協議会規則第123号
令和2年6月10日	宮城県社会福祉協議会規則第130号
令和3年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第141号
令和3年11月24日	宮城県社会福祉協議会規則第144号
令和4年3月9日	宮城県社会福祉協議会規則第150号
令和5年4月1日	宮城県社会福祉協議会規則第156号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規則は宮城県社会福祉協議会職員就業規則（平成17年4月1日制定以下「職員就業規則」という。）第 62条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「この法人」という。）に採用されたものであつて、一定の給与を受けて常時勤務に服する者（常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパーを除く。）をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 基本給 第4条に定める給料表における級ごとの号俸の額をいう。
- (5) 1時間当たりの給与額 基本給、管理職手当、業務手当及び採用困難職種調整手当の月額額の合計額に12を乗じ、その額を年間所定労働時間数で除した額をいう。

第2章 給 与

(給料)

第3条 給料は職員就業規則第4条による勤務に対する報酬であって、この規則で定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、業務手当、採用困難職種調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直勤務手当、管理職特別勤務手当、業績基礎手当及び業績反映手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉職給料表 (別表第1)
- (2) 医療職給料表 (一) (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (二) (別表第3)
- (4) 医療職給料表 (三) (別表第4)
- (5) 技能職給料表 (別表第5)

(給料表の適用)

第5条 職員に適用される第4条の給料表の適用対象は、次のとおりとする。

適用対象	適用給料表
他の給料表の適用を受けないすべての職員	福祉職給料表
医師	医療職給料表 (一)
管理栄養士，作業療法士，理学療法士の職にある職員	医療職給料表 (二)
看護師，准看護師の職にある職員	医療職給料表 (三)
技師（運転技術），技師（調理），技師（業務）の職にある職員	技能職給料表

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務に分類するものとし、その分類は、職務基準表（別表第6）のとおりとする。

(初任給)

第6条 新たに職員となった者の職員の職務の級及び号俸は、初任給基準表（別表第7）による。

2 前項により難い時は、経験年数、学歴、免許、技術等を考慮して会長が別に定める。

(昇給)

第7条 職員の昇給は、毎年1回とし、昇給を実施する日（以下「昇給日」という。）前1年間の期間を良好な成績で勤務した場合に実施するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準とし、会長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員及び年齢55歳に達した職員については、それぞれ達した日の属する年度の翌年度以降については、前項の規定にかかわらず昇給しない。

(昇給の時期)

第8条 前条第1項の昇給日は、1月1日とする。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、月1回にその全額を支給する。

2 給料の支給日（以下「支給日」という。）は、各月21日とする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 前2項の規定に掲げる場合で、月の初日から支給するとき以外、又は月の末日まで支給するとき以外は、その給料額に、その期間の現日数から職員就業規則（平成17年4月1日施行）第5条の規定に基づく勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

6 次に掲げるものは給料支給のとき控除する。

- (1) 所得税及び県市町村民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他控除協定に基づくもの

7 給与は、職員の申し出により口座振替の方法により支払う。

(昇格の場合の基本給の額)

第10条 職員を昇格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた号俸が昇格した職務の級の最低の号俸の額に達しない号俸であるとき 昇格した職務の級の最低の号俸
- (2) それ以外るとき 昇格した日の前日に受けていた号俸の直近上位の額の号俸

(降格の場合の基本給の額)

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の基本給の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基本給の額とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ額の号俸
- (2) 降格した日の前日に受けていた基本給の額と同じ号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給の額の直近下位の額の号俸

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、別表第8に掲げる管理職にある職員に対し、別表第9に掲げる月額を支給する。

2 前項の管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他の生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう

- (1) 配偶者（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については 6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については、1人につき10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については、1人につき6,500円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定に関わらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届け出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届け出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を改定する。

前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届け出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

3 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、会長に届け出なければならない。

住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、住居手当の支給開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を変更して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車道等の利用に係る特別の料金を含む。（以下「運賃等」という。）

を負担することを常例する職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する者とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号の定める額とする。

(1) 同条第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額に高速自動車道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額が含まれている場合は、当該額の2分の1の額を減じて得た額。以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二つ以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 同条第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車を使用する職員にあつては別表第10のとおり額とし、その他の職員にあつては別表第10の1のとおり額

(3) 同条第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して会長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は、前号に定める額

(4) 運賃等の相当額の算出の基準については、運賃・時間・距離等の事情に照らし、最も経済かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第8項に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の会長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して会長が別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として会長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、会長が別に定める。

7 職員は、新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その通勤の実情をすみやかに会長に届け出なければならない。同項の職員が、住居、通勤経路若しくは通勤の方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合についても同様とする。

8 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生

じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

- 9 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 10 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（単身赴任手当）

（単身赴任手当）

第17条 勤務箇所を異にする異動、又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から、当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して、通勤困難であると認められない場合はこの限りでない。

2 単身赴任手当の支給となる通勤距離は、60キロメートル以上であることとする。ただし、通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離60キロメートル以上の場合と同程度に通勤が困難と会長が認めた場合には、単身赴任手当を支給する。

3 単身赴任手当の月額を、26,000円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により策定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に45,000円を超えない範囲内で別表10の2の交通距離の区分に応じて加算した額とする。

4 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他これに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

5 新たに同条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める単身赴任届により配偶者等の別居の状況等を速やかに会長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

6 会長は、職員から前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を確認し、その者が同条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

7 会長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

8 単身赴任手当の支給は、職員が新たに同条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が支給の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、同条第5項による届け出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

9 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

10 会長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が、同条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか、及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうか随時確認するものとする。

11 会長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(業務手当)

第18条 業務手当は、次に掲げる職にある職員に対し、月額3,000円を支給する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) サービス管理責任者
- (3) 相談支援専門員

2 前項の業務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、業務手当は支給することができない。

- (1) 外国に出張中の場合
- (2) 勤務しなかった場合（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができなかった場合を除く。）

(採用困難職種調整手当)

第19条 採用困難職種調整手当は、次に掲げる職にある職員に対し、支給する。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師

2 前項の採用困難職種調整手当の額は、その職員の基本給の額に次に掲げる率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を支給する。

- (1) 看護師（管理職手当支給対象の看護師を除く） 100分の8
- (2) 管理職手当支給対象の看護師 100分の2
- (3) 准看護師 100分の2

3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、採用困難職種調整手当は支給することができない。

(特殊勤務手当)

第20条 特殊勤務手当は、組織規則第3条第2項表の項の施設に所属する職員（医療職給料表の適用者を除く。）で死体の清拭等の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、死体1体につき1,000円とする。

3 特殊勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に認められている場合を除くほか、その勤務しない時間につき、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(時間外勤務手当)

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第2条第5号に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、第2項で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

(1) 正規の勤務時間に割り振られた日（休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項に規定する各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合は、次に掲げる割合とする。

(1) 前項第1項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した場合は、勤務した1箇月（起算日は、月の1日とする。）の時間数に応じて、次の掲げる割合とする。

イ 1箇月の時間数が45時間以下の場合 100分の125

ロ 1箇月の時間数が45時間を超えて60時間以下の場合 100分の130

ハ 1箇月の時間数が60時間を超えた場合 100分の150（60時間を超えたうち、職員就業規則第33条に規定する代替休暇を取得した時間数に対しては、100分の130とする。）

(2) 前項第1項に掲げる勤務における正規の勤務時間外に勤務した1年間（起算日は、4月1日とする。）の時間数が360時間を超えた場合の割合は100分の135とする。

(3) 前項第2号に掲げる勤務における勤務時間外の勤務の場合は、100分の135とする。

3 前項第1号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で、正規の勤務時間

外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間の合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125を加算した割合）を乗じて得た額とする。

4 時間外勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

（休日勤務手当）

第23条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には、支給しない。

3 前項にかかわらず、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

4 休日勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

（夜間勤務手当）

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、第2条第5号に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

（宿日直勤務手当）

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務回数に応じ、宿日直手当を支給する。

2 宿日直勤務手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円（組織規則第3条第2項表の項の施設に勤務する職員で、児童等と直接接することを常例とする職員の行う2交替制通し勤務の場合における宿直勤務については1回につき6,100円、ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき3,050円）とする。ただし、5時間未満の勤務の場合は、1回につき2,200円とする。

3 宿日直勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料の支給日に支給する。

4 第1項の勤務は、第22条第1項、第23条第2項、第24条の勤務には含まれないものとする。

（管理職特別勤務手当）

第26条 第12条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は150分の100を乗じた額とする。

（2） 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別表第8に掲げる職に応じ、それぞれ別表第11の1に掲げる額とする。

（業績基礎手当）

第27条 業績基礎手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）に対して、それぞれの基準日に属する月の6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条から第29条までにおいて、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6号の規定の適用を受ける職員及び会長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 業績基礎手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績基礎手当の額（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第72条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第60条の規定により失職した職員（同条第3号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までに離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 第29条第1項の規定により業績基礎手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 会長は、支給日に業績基礎手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績基礎手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績基礎手当を支給することが、本会に対する信頼を確保し、業績基礎手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による業績基礎手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容をこの法人広報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、会長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときはこの限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績基礎手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、会長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(業績反映手当)

第30条 業績反映手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に離職し、又は死亡した職員及び新たに職員となった者を含む。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日に属する月の6月30日及び12月10日（これらの日が土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。以下この条において、これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第72条に該当して同規則第60条の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 業績反映手当の額は、それぞれの基準日現在において、業績反映基礎額に、会長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する業績反映手当の額の総額は、職員の業績反映基礎額に当該職員がそれぞれのその基準日現在において受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の業績反映基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給の額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定職員の給与)

第31条 この規則の規定にかかわらず、県等を高齢の勲奨等をうけて退職し、この法人に採用された職員の給与は、会長が他の職員との均衡を考慮して別に定める。

(再雇用職員等及び第一種嘱託職員等、第二種嘱託職員等並びに第一種臨時職員等、第二種臨時職員等の給与)

第32条 常勤再雇用職員、非常勤再雇用職員、第一種嘱託職員、第一種非常勤嘱託職員、第二種嘱託職員、第二種非常勤嘱託職員、第一種臨時職員、第一種短時間労働者、第二種臨時職員、第二種短時間労働者、登録ヘルパー及び常勤を要しない職員等の給与は、他の職員との均衡を考慮して会長が別に定める。

2 前項の給与で月額をもって定めたものについてはその月分を、又日額をもって定めたものについては、当該月の初日から当該月の末日までにかかる分をそれぞれ第9条に定める給料支給日に支給する。

(休職者の給与)

第33条 職員が休職にされたときの給与については、就業規則に別段の定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(2) 職員が結核性疾病にかかり就業規則第52条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(3) 職員が前2号以外の心身の故障により就業規則第52条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(4) 職員が就業規則第52条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(5) 職員が就業規則第52条第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに基本給、扶養手当、住居手当及び業績基礎手当のそれぞれ100分の70以内（その原因である災害が業務上の災害と認められた場合は100分の100以内）を支給することができる。

(6) 第2号、第3号又は第5号に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは、就業規則第59条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により、業績基礎手当を支給することができる。

(7) 前号の規定の適用を受ける職員の業績基礎手当の支給については、第28条及び第29条の規定

を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「同条第6号」と読み替えるものとする。

(規定の準用)

第34条 本章に定めるもののほか、必要な給与の支給手続き等に関し必要な事項は、県の職員に対する給与支給についての関係規定並びに関係通達を準用する。

第3章 雑 則

(特例)

第35条 財政事情その他特別な事情により、この規則の定めによることができないときは、理事会の承認を得て、法令に違反しない範囲において、会長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(規則の廃止)
- 2 宮城県社会福祉協議会職員給与規程(平成2年12月20日制定)は、廃止する。
(昇給の特例)
- 3 第8条第2項の規程にかかわらず、平成17年3月31日に社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に職員として在職する職員、社会福祉法人宮城県福祉事業団に職員として在職する職員及び、財団法人宮城いきいき財団に職員として在職する職員のうち年度末の年齢が55歳以下の者については、基本給の額がその属する職務の級における最高の号俸に達した職員であっても、その者の属する職務の級の最高の号俸とその直近下位の号俸との差額をその者の現に受ける給料月額に加えた額に昇給することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この項から附則第8項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 改正前の規則 改正前の職員の給与に関する規則をいう。
 - (2) 改正後の規則 改正後の職員の給与に関する規則をいう。
 - (3) 旧寒冷地 改正前の旧宮城県社会福祉協議会職員給与規程第13条に規定する寒冷地をいう。
 - (4) 新寒冷地 改正後の規則別表第7に掲げる地域をいう。
 - (5) 経過措置対象職員 平成17年10月31日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員をいう。
 - イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域を除く。)に在勤する職員(ハに掲げる職員を除く。)
 - ロ 新寒冷地に在職する職員
 - ハ 改正後の規則第31条第1項第2号の規定に基づき会長が別に定める勤務地に在勤する職員
 - (6) 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したところのある旧寒冷地のうち、改正前の規則第13条の規定(以下「旧算出規定」という。)を適用したならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額(改正前の県職員の給与に関する条例第21条第3項)又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額(改正前の県職員の給与に関する条例第21条第5項)が最も少なくなる旧寒冷地をいう。
 - (7) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日における世帯等の区分(改正前の県職員の給与に関する条例第21条第2項、第3項及び第5項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条の基準日における職員の世帯等の区分に応じた加算額(改正前の県職員の給与に関する条例第21条第3項)又は基準日における職員の世帯等の区分に応じた世帯主である職員に対しての扶養親族による基準額(改正前の県職員の給与に関する条例第21条第5項)が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

- (8) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象につき、改正後の規則第31条第1項に規定する基準日（以下単に「基準日」という。）におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。
- 3 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうちから旧基準日から引き続き前項第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。
- 4 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第9項第5号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	6千円
平成19年11月から平成20年3月まで	1万2千円
平成20年11月から平成21年3月まで	1万8千円
平成21年11月から平成22年3月まで	2万4千円

- 5 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第3項第5号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の規則第31条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成17年11月から平成18年3月まで	6千円
平成18年11月から平成19年3月まで	1万2千円
平成19年11月から平成20年3月まで	1万8千円
平成20年11月から平成21年3月まで	2万2千円

- 6 改正後の規則第31条第4項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは、「改正後の規則附則第3項から第5項まで」と読み替えるものとする。
- 7 附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められたときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者及び会長が必要であると認める者に対しては、改正後の規則第31条の規定にかかわらず、会長が別に定めるところにより、附則第5項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 8 附則第5項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の規則第31条第6

項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「改正後の規則附則第3項から第7項まで」とする。

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(第6条第2項にかかる経過措置)

- 2 平成27年3月31日時点の職にある者は、平成27年3月31日時点の級を適用する。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(特殊勤務手当の特例)

- 1 特殊勤務手当は、第19条第1項に規定する場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）又はその疑いのある患者に接して行う作業
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業
 - (3) 前2号に準ずるものとして会長が定める作業
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（その作業が著しく危険であるとして会長が定めるものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。
- 3 この特例の定めによることができないときは、会長が別に定めることができる。
- 4 この規則は、令和3年12月1日から施行し、改正後の特殊勤務手当の規定は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(給料表切替に係る経過措置)
- 2 改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前の号俸の額に達しない職員は、改正後の規則の規定による号俸の額が改正前の規則の規定による施行日前日の号俸の額に達するまで職員には、その差額を現給保障額として支給するものとする。
- 3 施行日時点の経験年数が一定の職員については、改正後の規則の規定による給料表と改正前の規定による給料表の昇給差額の権衡上の措置として、号俸の額に給料切替調整額を支給することができるものとし、支給対象者、支給額及び支給期間等については、会長が別に定める。

(昇給に係る経過措置)
- 4 施行日時点の経験年数が一定の職員の昇給については、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員との権衡上の措置として、第7条第2項に規定する昇給の号俸数にかかわらず、令和9年1月1日までの期間は、昇給の号俸数を調整することができるものとし、昇給の号俸数及び期間等については、会長が別に定める。

(職責手当廃止に係る経過措置)
- 5 改正前の規則第13条の規定により職責手当を支給されていた職員のうち、改正後の規則の規定による号俸の額、管理職手当の額及び附則第3項に規定する給料切替調整額の合計額が、施行日前日にその職員が受けていた改正前の規則の規定による号俸の額と職責手当の合計額に達するまで職員には、その差額を職責手当調整額として支給するものとする。

(採用困難職種調整手当に係る経過措置)
- 6 規則第19条第2項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(業績基礎手当及び業績反映手当に係る経過措置)
- 7 規則第27条第2項、規則第30条第2項、第3項に規定する基本給には、附則第2項に規定する現給保障額及び附則第3項に規定する給料切替調整額を含むものとする。

(1時間当たりの給与の額に係る経過措置)
- 8 規則第2条第5号に規定する1時間当たりの給与の額の基本給の月額には、附則第2項に規定する現給保障額、附則第3項に規定する給料切替調整額及び附則第5項に規定する職責手当調整額を含むものとする。

別表第1（第4条関係）

福祉職給料表（単位：円）

等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400

45	224, 600	275, 900	320, 500	360, 500	396, 800	438, 200
46	225, 700	277, 400	321, 700	361, 900	397, 500	439, 000
47	226, 600	278, 900	322, 900	363, 400	398, 200	439, 400
48	227, 500	280, 400	324, 100	364, 800	398, 900	440, 100
49	228, 200	281, 800	325, 100	365, 800	399, 500	440, 600
50	229, 100	283, 200	326, 100	366, 900	400, 100	441, 000
51	230, 200	284, 700	327, 000	368, 000	400, 600	441, 400
52	231, 000	286, 000	328, 000	369, 100	401, 000	441, 800
53	231, 400	287, 200	328, 900	370, 000	401, 400	442, 200
54	232, 500	288, 300	329, 600	370, 600	401, 700	442, 600
55	233, 100	289, 500	330, 400	371, 400	402, 000	443, 000
56	233, 700	290, 800	331, 200	372, 200	402, 300	443, 300
57	234, 500	292, 200	331, 800	373, 000	402, 600	443, 600
58	235, 200	293, 600	332, 300	373, 800	402, 900	444, 000
59	236, 000	295, 100	332, 900	374, 600	403, 200	444, 300
60	236, 700	296, 600	333, 400	375, 400	403, 500	444, 600
61	237, 500	297, 700	333, 900	376, 300	403, 800	444, 900
62	238, 100	299, 200	334, 100	377, 000	404, 100	
63	238, 700	300, 400	334, 700	377, 700	404, 400	
64	239, 200	301, 900	335, 300	378, 400	404, 700	
65	240, 000	303, 000	335, 600	378, 700	405, 000	
66	241, 000	304, 300	336, 100	379, 300	405, 300	
67	242, 000	305, 400	336, 600	379, 900	405, 600	
68	242, 900	306, 700	337, 100	380, 600	405, 900	
69	243, 900	307, 400	337, 600	381, 000	406, 100	
70	245, 000	308, 500	338, 100	381, 700	406, 400	
71	245, 900	309, 700	338, 500	382, 300	406, 700	
72	246, 600	310, 900	339, 000	382, 900	407, 000	
73	247, 200	312, 200	339, 200	383, 300	407, 200	
74	248, 200	312, 900	339, 700	383, 900	407, 500	
75	249, 200	313, 600	340, 200	384, 500	407, 800	
76	250, 000	314, 200	340, 700	385, 100	408, 000	
77	250, 800	315, 000	341, 000	385, 500	408, 200	
78	251, 800	315, 700	341, 400	386, 000		
79	252, 700	316, 400	341, 900	386, 500		
80	253, 500	317, 100	342, 300	387, 100		
81	254, 400	317, 400	342, 500	387, 600		
82	255, 000	317, 700	342, 800	388, 000		
83	255, 800	318, 300	343, 300	388, 400		
84	256, 600	318, 600	343, 700	388, 800		
85	257, 200	319, 000	344, 000	389, 000		
86	258, 000	319, 300	344, 300	389, 200		
87	258, 700	319, 700	344, 800	389, 500		
88	259, 600	320, 000	345, 200	389, 800		
89	260, 200	320, 500	345, 500	390, 000		
90	261, 000	320, 900	345, 900	390, 300		
91	261, 800	321, 200	346, 300	390, 600		
92	262, 600	321, 500	346, 500	390, 800		
93	263, 000	322, 000	346, 800	391, 000		

94	263, 700	322, 400				
95	264, 200	322, 600				
96	264, 900	323, 000				
97	265, 600	323, 400				
98	266, 300	323, 800				
99	267, 000	324, 200				
100	267, 700	324, 600				
101	268, 200	324, 800				
102	268, 700	325, 100				
103	269, 100	325, 400				
104	269, 600	325, 700				
105	269, 800	326, 100				
106	270, 000	326, 300				
107	270, 300	326, 600				
108	270, 600	327, 000				
109	271, 000	327, 400				
110	271, 300	327, 700				
111	271, 700	328, 100				
112	272, 000	328, 400				
113	272, 300	328, 700				
114	272, 600	329, 100				
115	272, 900	329, 400				
116	273, 300	329, 600				
117	273, 600	329, 800				
118	273, 900	330, 100				
119	274, 300	330, 500				
120	274, 700	330, 900				
121	274, 900	331, 100				
122	275, 100					
123	275, 500					
124	275, 800					
125	276, 000					
126	276, 300					
127	276, 700					
128	277, 100					
129	277, 300					
130	277, 700					
131	278, 100					
132	278, 400					
133	278, 600					
134	278, 900					
135	279, 300					
136	279, 600					
137	279, 800					
138	280, 100					
139	280, 400					
140	280, 700					
141	280, 900					

142	281,100					
143	281,300					
144	281,600					
145	282,000					
146	282,200					
147	282,500					
148	282,800					
149	283,100					
150	283,300					
151	283,600					
152	283,800					
153	284,100					

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	254,400	339,600	401,900	475,000
2	257,000	342,600	404,800	477,400
3	259,500	345,400	407,400	479,600
4	262,000	348,300	410,200	481,900
5	264,200	351,000	412,500	484,100
6	268,000	354,100	414,800	486,300
7	271,900	357,200	417,500	488,500
8	275,700	360,000	420,300	490,800
9	279,300	362,400	422,500	492,800
10	283,400	365,000	425,200	494,900
11	287,400	367,700	427,800	497,000
12	291,400	370,500	430,500	499,100
13	295,000	373,400	432,900	501,200
14	299,100	377,000	435,500	503,300
15	303,000	380,000	437,900	505,500
16	306,800	383,600	440,400	507,600
17	310,400	387,000	442,400	509,700
18	313,900	389,700	444,800	511,700
19	317,400	392,300	447,100	513,700
20	321,000	394,900	449,600	515,700
21	324,600	397,500	451,100	517,500
22	328,400	399,700	453,500	519,400
23	331,700	402,200	455,800	521,300
24	335,100	404,600	458,100	523,200
25	338,500	406,700	460,100	524,900
26	341,000	409,000	462,500	526,700
27	343,600	411,200	464,700	528,500
28	345,900	413,500	467,000	530,300
29	348,300	415,800	469,100	531,900
30	350,100	417,900	471,400	533,800
31	352,000	420,000	473,700	535,600
32	354,000	422,100	475,900	537,400
33	356,200	424,000	478,000	539,000

34	358, 600	425, 800	480, 100	540, 800
35	360, 700	427, 600	482, 200	542, 500
36	362, 900	429, 600	484, 300	544, 300
37	365, 000	431, 500	486, 400	545, 900
38	367, 400	433, 500	488, 200	547, 600
39	369, 600	435, 500	490, 000	549, 000
40	371, 600	437, 500	491, 900	550, 600
41	373, 800	439, 300	493, 600	552, 100
42	374, 800	441, 100	495, 400	553, 500
43	376, 200	442, 800	497, 200	554, 900
44	377, 700	444, 600	499, 000	556, 200
45	378, 900	446, 400	500, 600	557, 400
46	380, 300	448, 300	502, 300	558, 400
47	381, 800	450, 100	504, 100	559, 400
48	383, 300	451, 800	506, 000	560, 400
49	384, 400	453, 600	507, 600	561, 400
50	385, 400	455, 300	508, 900	562, 400
51	386, 400	457, 100	510, 200	563, 300
52	387, 200	458, 900	511, 500	564, 200
53	388, 100	460, 800	512, 500	565, 000
54	389, 000	462, 000	513, 800	565, 900
55	389, 700	463, 300	515, 100	566, 800
56	390, 600	464, 500	516, 400	567, 700
57	391, 400	465, 700	517, 400	568, 600
58	392, 300	466, 700	518, 200	569, 500
59	393, 100	467, 700	519, 100	570, 400
60	393, 900	468, 700	519, 900	571, 100
61	394, 400	469, 500	520, 800	572, 000
62	394, 900	470, 200	521, 600	572, 900
63	395, 300	470, 900	522, 500	573, 800
64	395, 800	471, 600	523, 300	574, 700
65	396, 100	472, 300	524, 200	575, 600
66		473, 000	525, 100	
67		473, 700	525, 800	
68		474, 300	526, 700	
69		474, 600	527, 600	
70		475, 300	528, 400	
71		476, 000	529, 300	
72		476, 800	530, 200	
73		477, 200	531, 000	
74		477, 800	531, 900	
75		478, 500	532, 800	
76		479, 200	533, 600	
77		479, 600	534, 400	
78		480, 200	535, 300	
79		480, 800	536, 200	
80		481, 300	537, 100	
81		481, 900	537, 900	
82		482, 400	538, 800	
83		482, 900	539, 700	

84		483, 400	540, 600	
85		483, 800	541, 400	
86		484, 400	542, 300	
87		484, 800	543, 200	
88		485, 300	544, 100	
89		485, 800	544, 900	
90		486, 400		
91		487, 000		
92		487, 400		
93		487, 900		
94		488, 500		
95		489, 100		
96		489, 700		
97		490, 200		

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（二）（単位：円）

等級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
1	155, 800	192, 300	227, 900	253, 600	283, 400	321, 500	365, 500
2	157, 300	193, 900	229, 500	254, 700	285, 300	323, 700	368, 100
3	158, 700	195, 500	231, 100	255, 900	287, 400	326, 000	370, 500
4	160, 100	197, 100	232, 700	257, 200	289, 400	328, 200	373, 100
5	161, 300	198, 700	234, 100	258, 400	291, 500	330, 400	375, 000
6	163, 100	200, 200	235, 700	259, 600	293, 700	332, 400	377, 600
7	164, 800	201, 800	237, 200	260, 600	295, 600	334, 700	379, 900
8	166, 400	203, 300	238, 800	261, 700	297, 600	336, 900	382, 400
9	168, 000	204, 900	239, 800	263, 000	299, 400	338, 800	384, 800
10	169, 700	206, 600	241, 200	263, 700	301, 300	341, 000	387, 500
11	171, 400	208, 200	242, 600	264, 600	303, 000	343, 000	390, 100
12	173, 200	209, 900	243, 700	265, 400	305, 200	345, 200	392, 900
13	174, 500	211, 400	245, 200	266, 500	307, 300	347, 000	395, 300
14	176, 300	213, 000	246, 500	267, 700	309, 200	349, 100	397, 600
15	178, 200	214, 600	247, 700	268, 900	311, 300	351, 100	399, 800
16	180, 000	216, 200	249, 000	270, 000	313, 300	353, 100	402, 200
17	181, 900	217, 600	249, 800	271, 500	315, 300	354, 800	404, 000
18	183, 500	219, 200	251, 000	273, 200	317, 300	356, 800	406, 100
19	185, 400	220, 900	252, 100	274, 900	319, 400	358, 600	408, 000
20	187, 100	222, 600	253, 200	276, 600	321, 600	360, 500	409, 800
21	188, 600	223, 900	254, 600	278, 200	323, 400	362, 400	411, 700
22	190, 100	225, 500	255, 400	280, 000	325, 400	364, 400	413, 500
23	191, 600	226, 900	256, 300	281, 700	327, 200	366, 400	415, 300
24	193, 100	228, 400	257, 200	283, 300	329, 200	368, 300	417, 200
25	194, 700	229, 600	258, 200	284, 900	330, 900	370, 300	419, 000
26	196, 000	231, 000	259, 300	286, 700	332, 800	372, 200	420, 600
27	197, 600	232, 300	260, 400	288, 600	334, 900	374, 200	422, 100
28	199, 000	233, 500	261, 700	290, 400	336, 900	376, 200	423, 700
29	200, 500	234, 700	263, 100	291, 600	338, 200	377, 800	425, 300
30	201, 700	236, 000	264, 700	293, 500	340, 000	379, 600	426, 600

31	203, 000	237, 500	266, 300	295, 300	341, 700	381, 400	427, 900
32	204, 300	238, 700	267, 800	297, 200	343, 500	383, 000	429, 100
33	205, 700	239, 800	269, 100	298, 900	345, 200	384, 800	430, 300
34	207, 100	241, 100	270, 800	300, 600	347, 000	386, 200	431, 600
35	208, 400	241, 800	272, 400	302, 400	349, 000	387, 700	432, 900
36	209, 800	243, 100	274, 000	304, 200	350, 800	389, 300	434, 200
37	210, 900	244, 700	275, 100	305, 500	352, 600	390, 700	435, 400
38	212, 300	245, 600	276, 700	307, 300	354, 300	392, 000	436, 200
39	213, 600	246, 700	278, 500	308, 800	355, 900	393, 200	437, 000
40	214, 900	247, 900	280, 100	310, 400	357, 600	394, 300	437, 800
41	216, 000	249, 000	281, 200	312, 100	358, 800	395, 400	438, 400
42	217, 200	249, 800	282, 800	313, 800	359, 900	396, 600	439, 100
43	218, 400	250, 800	284, 500	315, 400	361, 100	397, 800	439, 800
44	219, 600	251, 600	286, 200	317, 100	362, 300	398, 900	440, 500
45	220, 600	252, 700	287, 700	318, 000	363, 600	399, 600	441, 300
46	221, 700	254, 000	289, 400	319, 400	364, 400	400, 300	442, 100
47	222, 700	255, 300	291, 100	321, 000	365, 600	401, 000	442, 500
48	223, 700	256, 500	292, 800	322, 600	366, 700	401, 700	443, 200
49	224, 600	258, 000	294, 000	324, 000	367, 700	402, 300	443, 700
50	225, 600	259, 400	295, 600	325, 300	368, 700	402, 900	444, 100
51	226, 500	260, 700	296, 900	326, 500	369, 700	403, 400	444, 500
52	227, 400	261, 900	298, 500	327, 800	370, 700	403, 800	444, 900
53	227, 700	262, 600	299, 800	328, 900	371, 500	404, 200	445, 300
54	228, 500	264, 000	301, 300	329, 900	372, 300	404, 500	445, 700
55	229, 100	265, 400	302, 700	331, 000	373, 200	404, 800	446, 100
56	229, 900	266, 700	304, 200	332, 000	374, 100	405, 100	446, 400
57	230, 600	267, 500	305, 200	332, 500	374, 600	405, 500	446, 700
58	231, 300	268, 600	306, 500	333, 400	375, 400	405, 800	447, 100
59	231, 900	269, 800	307, 700	334, 300	376, 200	406, 100	447, 400
60	232, 500	271, 000	309, 100	335, 200	377, 100	406, 400	447, 700
61	233, 200	271, 900	310, 400	336, 000	377, 500	406, 700	448, 100
62	233, 800	273, 100	311, 600	336, 300	378, 200	407, 000	
63	234, 400	274, 400	312, 900	336, 900	378, 900	407, 300	
64	235, 100	275, 700	314, 100	337, 600	379, 600	407, 600	
65	235, 700	276, 500	315, 500	338, 200	380, 000	407, 900	
66	236, 400	277, 700	316, 300	338, 900	380, 600	408, 200	
67	237, 100	278, 600	317, 100	339, 600	381, 300	408, 500	
68	237, 800	279, 700	317, 900	340, 300	381, 900	408, 800	
69	238, 400	280, 700	318, 500	341, 000	382, 300	409, 000	
70	239, 000	281, 700	319, 200	341, 500	382, 800	409, 300	
71	239, 600	282, 800	319, 900	342, 100	383, 300	409, 600	
72	240, 100	283, 900	320, 600	342, 700	383, 800	409, 900	
73	240, 500	284, 500	321, 300	343, 000	384, 400	410, 100	
74	241, 300	285, 200	321, 500	343, 600	384, 900	410, 400	
75	242, 100	285, 700	322, 100	344, 100	385, 500	410, 700	
76	242, 800	286, 500	322, 700	344, 700	386, 100	410, 900	
77	243, 200	287, 300	323, 300	345, 200	386, 600	411, 100	
78	243, 500	287, 900	323, 800	345, 700	387, 100	411, 400	
79	244, 000	288, 500	324, 300	346, 200	387, 600	411, 700	

80	244, 500	289, 100	324, 800	346, 600	388, 100	411, 900
81	244, 800	289, 800	325, 400	346, 900	388, 400	412, 100
82	245, 200	290, 300	325, 900	347, 200	388, 900	412, 400
83	245, 600	290, 700	326, 300	347, 600	389, 300	412, 700
84	245, 900	291, 100	326, 800	347, 900	389, 700	412, 900
85	246, 200	291, 300	327, 300	348, 500	390, 100	413, 100
86		291, 500	327, 700	348, 800	390, 600	
87		291, 800	327, 900	349, 100	391, 000	
88		292, 000	328, 300	349, 400	391, 400	
89		292, 400	328, 700	349, 800	391, 800	
90		292, 600	329, 100	350, 100	392, 300	
91		292, 800	329, 500	350, 500	392, 700	
92		293, 000	329, 900	350, 800	393, 100	
93		293, 400	330, 200	351, 200	393, 500	
94		293, 600	330, 400	351, 500		
95		293, 800	330, 800	351, 800		
96		294, 100	331, 100	352, 100		
97		294, 500	331, 300	352, 400		
98		294, 800	331, 600	352, 800		
99		295, 000	331, 900	353, 200		
100		295, 300	332, 200	353, 600		
101		295, 600	332, 400	354, 100		
102		295, 800	332, 700	354, 500		
103		296, 000	333, 100	354, 900		
104		296, 300	333, 300	355, 300		
105		296, 600	333, 400	355, 800		
106			333, 700			
107			334, 100			
108			334, 400			
109			334, 600			
110			335, 000			
111			335, 400			
112			335, 800			
113			336, 000			

別表第4（第4条関係）

医療職（三）給料表（単位：円）

等級 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
1	170, 800	198, 100	245, 000	267, 200	290, 000	332, 400
2	172, 300	200, 000	246, 800	268, 100	291, 700	334, 600
3	173, 800	202, 000	248, 600	269, 000	293, 300	336, 600
4	175, 200	203, 900	250, 400	269, 900	295, 100	338, 800
5	176, 700	206, 000	251, 800	270, 400	296, 700	340, 800
6	178, 200	208, 100	253, 100	271, 400	298, 500	342, 900
7	179, 600	210, 300	254, 200	272, 100	300, 200	345, 000
8	181, 100	212, 400	255, 600	273, 000	301, 900	347, 100

9	182, 400	214, 500	256, 400	274, 100	303, 600	348, 700
10	184, 100	215, 900	257, 300	274, 700	305, 200	350, 700
11	185, 700	217, 300	258, 200	275, 700	306, 500	352, 600
12	187, 300	218, 500	259, 000	276, 800	308, 300	354, 600
13	188, 600	219, 900	260, 100	277, 800	309, 800	356, 500
14	190, 600	221, 300	261, 100	278, 800	311, 400	358, 600
15	192, 600	222, 800	261, 900	279, 800	313, 200	360, 700
16	194, 600	224, 000	262, 800	280, 900	315, 000	362, 800
17	196, 600	225, 400	263, 300	282, 200	316, 700	364, 800
18	198, 600	226, 900	264, 200	283, 400	318, 300	366, 800
19	200, 600	228, 400	265, 000	284, 400	320, 000	368, 900
20	202, 600	229, 900	265, 800	285, 600	321, 800	371, 000
21	204, 600	231, 100	266, 700	287, 100	323, 200	372, 700
22	206, 600	232, 800	267, 400	288, 700	324, 700	374, 800
23	208, 700	234, 500	268, 300	290, 000	326, 200	377, 000
24	210, 800	236, 000	269, 100	291, 400	327, 700	379, 000
25	212, 300	237, 300	270, 100	292, 500	329, 100	381, 000
26	213, 700	239, 000	270, 900	294, 100	330, 500	382, 600
27	214, 900	240, 800	271, 800	295, 900	332, 000	384, 500
28	216, 200	242, 500	272, 800	297, 600	333, 600	386, 400
29	217, 400	244, 100	274, 000	298, 300	334, 800	388, 200
30	218, 500	245, 500	275, 300	299, 700	336, 300	389, 900
31	219, 800	246, 800	276, 800	301, 300	337, 700	391, 900
32	220, 900	247, 900	278, 100	303, 000	339, 200	393, 700
33	222, 200	248, 900	279, 600	304, 400	340, 800	395, 400
34	223, 500	250, 000	281, 000	305, 900	342, 300	397, 100
35	224, 800	250, 900	282, 200	307, 600	343, 900	398, 900
36	226, 100	251, 900	283, 400	309, 200	345, 400	400, 600
37	227, 300	252, 600	284, 900	310, 500	347, 100	402, 200
38	228, 700	253, 700	286, 100	311, 900	348, 800	403, 900
39	230, 000	254, 500	287, 600	313, 300	350, 300	405, 800
40	231, 400	255, 500	289, 000	314, 900	351, 900	407, 600
41	232, 300	255, 900	289, 700	316, 400	353, 100	409, 100
42	233, 700	256, 800	291, 000	317, 800	354, 600	410, 600
43	235, 000	257, 600	292, 600	319, 200	356, 100	412, 100
44	236, 400	258, 300	294, 200	320, 800	357, 500	413, 400
45	237, 600	259, 100	295, 500	321, 600	359, 100	414, 500
46	239, 000	259, 900	296, 900	323, 000	360, 100	415, 600
47	240, 400	260, 800	298, 400	324, 400	361, 600	416, 700
48	241, 700	261, 600	299, 900	325, 900	363, 000	417, 900
49	242, 600	262, 400	301, 000	327, 000	364, 400	419, 200
50	243, 700	263, 300	302, 300	328, 400	365, 800	420, 400
51	244, 700	264, 200	303, 500	329, 700	367, 100	421, 600
52	245, 700	265, 200	304, 900	331, 000	368, 500	422, 700
53	246, 400	266, 400	306, 400	332, 400	370, 000	423, 900
54	247, 400	267, 500	307, 700	333, 800	371, 200	424, 900
55	248, 300	268, 800	309, 100	335, 300	372, 300	426, 000
56	249, 200	270, 100	310, 500	336, 600	373, 500	427, 100
57	249, 900	271, 500	311, 300	337, 500	374, 600	428, 200
58	250, 900	273, 000	312, 500	338, 800	375, 500	428, 700

59	251, 500	274, 500	313, 700	340, 000	376, 500	429, 300
60	252, 300	275, 900	315, 100	341, 300	377, 600	429, 700
61	253, 100	277, 200	316, 200	342, 400	378, 200	430, 300
62	253, 900	278, 500	317, 500	343, 300	379, 000	430, 800
63	254, 700	280, 000	318, 800	344, 500	379, 800	431, 200
64	255, 500	281, 300	320, 100	345, 800	380, 600	431, 700
65	256, 200	282, 100	321, 400	346, 900	381, 300	432, 300
66	257, 000	283, 400	322, 700	348, 100	382, 000	432, 700
67	257, 800	284, 900	324, 000	349, 400	382, 800	433, 000
68	258, 500	286, 400	325, 300	350, 500	383, 500	433, 300
69	259, 300	287, 500	326, 000	351, 500	384, 100	433, 800
70	260, 100	289, 000	327, 100	352, 500	384, 700	
71	261, 000	290, 500	328, 200	353, 600	385, 400	
72	262, 000	292, 000	329, 100	354, 700	386, 000	
73	263, 300	293, 000	330, 400	355, 500	386, 700	
74	264, 600	294, 400	331, 100	356, 600	387, 200	
75	265, 700	295, 600	332, 200	357, 700	387, 800	
76	266, 800	296, 900	333, 400	358, 800	388, 300	
77	267, 700	298, 300	334, 600	359, 500	388, 700	
78	268, 700	299, 600	335, 800	360, 300	389, 300	
79	270, 000	300, 800	336, 900	361, 100	389, 800	
80	271, 200	302, 100	338, 100	361, 800	390, 100	
81	272, 100	302, 600	339, 200	362, 400	390, 400	
82	272, 700	303, 800	340, 300	363, 000	390, 900	
83	273, 700	304, 900	341, 300	363, 600	391, 400	
84	274, 700	306, 200	342, 400	364, 100	391, 700	
85	275, 500	307, 300	343, 300	364, 700	392, 000	
86	276, 300	308, 500	344, 300	365, 200	392, 500	
87	277, 300	309, 700	345, 200	365, 800	393, 000	
88	278, 500	310, 800	346, 200	366, 300	393, 400	
89	279, 300	312, 100	347, 200	366, 700	393, 700	
90	280, 200	313, 300	348, 000	367, 100	394, 100	
91	281, 000	314, 500	348, 900	367, 700	394, 600	
92	282, 000	315, 700	349, 700	368, 200	395, 000	
93	282, 900	316, 500	350, 300	368, 500	395, 400	
94	283, 900	317, 200	350, 900	369, 000	395, 800	
95	284, 800	317, 900	351, 600	369, 400	396, 300	
96	285, 800	318, 500	352, 200	369, 700	396, 700	
97	286, 400	319, 200	352, 600	370, 300	397, 100	
98	287, 200	319, 500	353, 000	370, 800	397, 500	
99	287, 800	320, 200	353, 500	371, 300	398, 000	
100	288, 700	320, 900	353, 900	371, 800	398, 400	
101	289, 500	321, 300	354, 400	372, 400	398, 800	
102	290, 300	321, 900	354, 800	372, 900		
103	291, 100	322, 500	355, 300	373, 400		
104	292, 000	323, 100	355, 700	373, 800		
105	292, 700	323, 500	356, 000	374, 400		
106	293, 200	324, 000	356, 500	374, 900		
107	293, 700	324, 500	356, 900	375, 400		
108	294, 200	325, 000	357, 200	375, 900		

109	294, 400	325, 400	357, 700	376, 500		
110	294, 700	325, 800	358, 200	377, 000		
111	294, 900	326, 100	358, 700	377, 500		
112	295, 300	326, 400	359, 200	378, 000		
113	295, 600	326, 800	359, 700	378, 600		
114	295, 800	327, 200	360, 200			
115	296, 200	327, 600	360, 700			
116	296, 500	327, 900	361, 100			
117	296, 800	328, 100	361, 500			
118	297, 100	328, 400	361, 900			
119	297, 400	328, 800	362, 400			
120	297, 800	329, 000	363, 000			
121	298, 100	329, 200	363, 400			
122	298, 500	329, 500	363, 900			
123	298, 800	329, 800	364, 400			
124	299, 200	330, 100	364, 900			
125	299, 400	330, 300	365, 200			
126	299, 600	330, 600				
127	299, 900	331, 000				
128	300, 300	331, 200				
129	300, 500	331, 300				
130	300, 800	331, 600				
131	301, 200	332, 000				
132	301, 600	332, 200				
133	301, 800	332, 500				
134	302, 100	332, 900				
135	302, 500	333, 300				
136	302, 800	333, 700				
137	303, 000	334, 000				
138	303, 300	334, 500				
139	303, 700	334, 900				
140	304, 000	335, 300				
141	304, 200	335, 600				
142	304, 600	336, 000				
143	305, 000	336, 300				
144	305, 300	336, 700				
145	305, 400	337, 000				
146	305, 700	337, 400				
147	306, 100	337, 800				
148	306, 500	338, 200				
149	306, 700	338, 500				
150	306, 900	338, 900				
151	307, 200	339, 300				
152	307, 500	339, 700				
153	307, 900	340, 000				
154	308, 100					
155	308, 300					
156	308, 600					

157	308,900					
158	309,200					
159	309,500					
160	309,800					
161	310,200					
162	310,500					
163	310,800					
164	311,100					
165	311,500					
166	311,800					
167	312,100					
168	312,400					
169	312,800					

別表第5（第4条関係）

技能職給料表（単位：円）

等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	136,600	188,000	209,200	255,000	282,000
2	137,500	189,400	210,400	256,200	283,900
3	138,500	190,800	211,900	257,200	285,500
4	139,400	192,000	213,100	258,300	287,300
5	140,400	192,900	214,400	259,200	288,900
6	141,400	194,400	215,800	260,200	290,400
7	142,500	195,800	217,200	261,300	292,100
8	143,500	197,200	218,600	262,200	293,900
9	144,300	198,600	219,900	263,100	295,400
10	145,300	199,600	221,500	263,800	297,200
11	146,300	200,900	223,100	264,700	298,900
12	147,400	201,900	224,500	265,600	300,700
13	148,200	203,100	225,700	266,600	302,100
14	149,200	204,200	227,200	267,600	303,800
15	150,300	205,300	228,700	268,500	305,400
16	151,300	206,400	230,000	269,400	307,000
17	152,400	207,300	230,800	270,100	308,500
18	153,800	208,400	231,500	271,300	310,100
19	155,000	209,400	232,400	272,400	311,700
20	156,300	210,400	233,400	273,300	313,400
21	157,400	211,300	234,000	274,100	314,400
22	158,600	212,400	235,500	275,000	315,800
23	159,800	213,500	236,800	276,000	317,200
24	161,000	214,400	237,800	277,000	318,700
25	162,100	215,300	239,100	277,800	319,900
26	163,600	216,200	240,300	278,900	321,400
27	165,100	216,900	241,600	280,000	322,800
28	166,600	217,800	242,900	281,100	324,200
29	168,000	218,700	243,600	282,000	325,800
30	169,300	219,900	244,800	283,100	327,000

31	170, 900	220, 900	246, 000	284, 100	328, 300
32	172, 400	221, 700	247, 100	285, 100	329, 500
33	173, 700	222, 300	248, 200	285, 800	330, 600
34	175, 400	223, 300	249, 300	286, 700	331, 500
35	177, 100	224, 400	250, 400	287, 600	332, 600
36	178, 800	225, 500	251, 400	288, 700	333, 800
37	180, 500	226, 000	252, 800	289, 300	334, 900
38	181, 900	227, 100	253, 400	290, 200	336, 000
39	183, 600	228, 200	254, 400	291, 100	337, 000
40	185, 100	229, 200	255, 400	292, 100	338, 000
41	186, 400	230, 000	256, 400	292, 700	339, 000
42	187, 800	231, 000	257, 600	293, 700	340, 000
43	189, 100	232, 000	258, 500	294, 700	341, 000
44	190, 500	232, 900	259, 800	295, 600	342, 000
45	192, 000	233, 800	260, 300	296, 300	342, 900
46	193, 300	234, 700	261, 400	297, 200	343, 900
47	194, 700	235, 500	262, 600	298, 100	344, 900
48	196, 100	236, 300	263, 600	299, 000	345, 900
49	197, 500	237, 300	264, 600	299, 700	346, 800
50	198, 600	238, 100	265, 600	300, 300	347, 700
51	199, 700	239, 100	267, 700	301, 000	348, 700
52	200, 900	240, 100	267, 600	301, 800	349, 500
53	202, 000	241, 100	268, 400	302, 400	350, 300
54	203, 100	242, 100	269, 500	303, 200	351, 100
55	204, 000	242, 700	270, 700	303, 900	351, 900
56	205, 100	243, 500	271, 900	304, 600	352, 600
57	206, 200	244, 200	272, 700	305, 300	353, 300
58	207, 100	245, 200	273, 700	306, 100	354, 100
59	208, 100	246, 100	274, 800	306, 900	354, 900
60	209, 100	247, 000	275, 800	307, 600	355, 600
61	210, 200	247, 800	276, 800	308, 200	356, 300
62	211, 100	248, 600	278, 000	308, 900	357, 000
63	212, 000	249, 600	278, 800	309, 600	357, 700
64	212, 900	250, 500	279, 900	310, 300	358, 400
65	213, 500	251, 300	280, 700	310, 800	359, 000
66	214, 300	252, 100	281, 500	311, 300	359, 500
67	215, 000	252, 900	282, 300	311, 900	360, 000
68	215, 700	253, 600	283, 100	312, 500	360, 500
69	216, 100	254, 300	283, 700	313, 100	360, 900
70	216, 500	254, 900	284, 500	313, 500	
71	216, 800	255, 300	285, 300	314, 000	
72	217, 100	255, 700	286, 000	314, 500	
73	217, 300	255, 900	286, 800	314, 800	
74	217, 700	256, 300	287, 500	315, 300	
75	218, 200	256, 800	288, 300	315, 800	
76	218, 800	257, 300	289, 100	316, 200	
77	219, 000	257, 600	289, 700	316, 400	
78	219, 500	258, 000	290, 200	316, 700	
79	219, 900	258, 500	290, 700	317, 000	
80	220, 300	259, 000	291, 100	317, 300	

81	220, 800	259, 300	291, 600	317, 600
82	221, 100	259, 600	292, 000	317, 900
83	221, 400	259, 900	292, 500	318, 200
84	221, 800	260, 200	293, 000	318, 500
85	222, 300	260, 400	293, 400	318, 700
86	222, 700	260, 600	294, 000	319, 100
87	223, 100	260, 900	294, 600	319, 400
88	223, 800	261, 200	295, 200	319, 700
89	224, 100	261, 500	295, 500	319, 900
90	224, 700	261, 600	296, 000	320, 200
91	225, 200	262, 000	296, 500	320, 500
92	225, 700	262, 200	296, 900	320, 800
93	225, 900	262, 500	297, 300	321, 000
94	226, 200	263, 000	297, 800	321, 300
95	226, 700	263, 300	298, 300	321, 600
96	227, 100	263, 600	298, 800	321, 800
97	227, 400	263, 800	299, 100	322, 000
98	227, 800	264, 100	299, 500	322, 300
99	228, 300	264, 300	300, 000	322, 600
100	228, 800	264, 600	300, 500	322, 800
101	229, 200	264, 900	300, 900	323, 000
102	229, 700	265, 100	301, 300	
103	230, 300	265, 400	301, 600	
104	230, 900	265, 700	301, 900	
105	231, 300	265, 900	302, 200	
106	231, 800	266, 100	302, 600	
107	232, 100	266, 400	303, 000	
108	232, 500	266, 600	303, 400	
109	232, 700	266, 900	303, 700	
110	233, 100	267, 200	304, 100	
111	233, 600	267, 500	304, 500	
112	234, 000	267, 700	304, 800	
113	234, 200	267, 900	305, 000	
114	234, 800	268, 200	305, 300	
115	235, 300	268, 400	305, 700	
116	235, 800	268, 600	305, 900	
117	236, 100	268, 900	306, 100	
118	236, 500	269, 200	306, 400	
119	236, 900	269, 500	306, 700	
120	237, 300	269, 800	306, 900	
121	237, 700	270, 000	307, 100	
122		270, 200	307, 400	
123		270, 500	307, 700	
124		270, 800	307, 900	
125		271, 000	308, 100	
126		271, 200	308, 400	
127		271, 500	308, 700	
128		271, 800	308, 900	

129		272, 000	309, 100		
130		272, 200	309, 400		
131		272, 500	309, 700		
132		272, 800	309, 900		
133		273, 000	310, 100		
134		273, 200			
135		273, 500			
136		273, 800			
137		274, 000			

別表第 6（第 5 条第 2 項関係）

職 務 基 準 表

給料表	職務の級	標準的な職務
福祉職給料表	1 級	主事，生活支援ワーカーの職務
	2 級	1 係長，主任主査の職務 2 主査の職務
	3 級	1 施設の課長，室長の職務 2 主幹の職務
	4 級	1 事務局の課長，所長の職務 2 施設の園長，所長，部長の職務 3 施設の副園長，副所長の職務 4 副参事の職務
	5 級	1 事務局の部長の職務 2 サービスセンター長の職務 3 船形の郷の副所長の職務 4 事務局の次長の職務 5 サービスセンターの副センター長の職務 6 参事の職務
	6 級	1 事務局長の職務 2 船形の郷の総合施設長の職務 3 会長が特に認める事務局の部長の職務
医療職給料表 (二)	1 級	管理栄養士，作業療法士，理学療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
	2 級	困難な業務を行う栄養士等の職務
	3 級	1 係長，主任主査の職務 2 主査の職務
	4 級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5 級	施設の所長の職務
	6 級	1 サービスセンター長の職務 2 サービスセンターの副センター長の職務
医療職給料表 (三)	1 級	1 准看護師の職務
	2 級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
	3 級	1 係長，主任主査の職務 2 主査の職務
	4 級	1 課長の職務 2 主幹の職務
	5 級	1 施設の所長の職務 2 施設の副園長の職務

	6 級	1 サービスセンター長の職務 2 サービスセンターの副センター長の職務
技能職給料表	1 級	技師（調理）、技師（運転技術）、技師（業務）の職務
	2 級	主査の職務
	3 級	主幹の職務
	4 級	副参事の職務
	5 級	参事の職務

別表第 7（第 6 条関係）

初 任 給 基 準 表

適用給料表	職	学歴	初 任 給
福祉職給料表	生活支援ワーカー 主事	大学卒	1 級21号俸
		短大卒 専門学校卒	1 級11号俸
		高校卒	1 級 1 号俸
医療職給料表（一）	医師	大学 6 卒	1 級 9 号俸
医療職給料表（二）	管理栄養士 作業療法士 理学療法士	大学卒	1 級19号俸
	作業療法士 理学療法士	短大 3 卒	1 級13号俸
医療職給料表（三）	看護師	短大 3 卒	2 級 1 号俸
		短大 2 卒	1 級13号俸
	准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸
技能職給料表	技師（運転技術） 技師（調理） 技師（業務）	高校卒	1 級16号俸

別表第 8（第 12 条関係）

管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
事務局	事務局長	1 種
	会長が特に認める部長	2 種
	部長	3 種
	次長	4 種
	宮城県地域支え合い・生活支援連絡協議会事務局長	6 種
	課長	6 種
	所長	6 種
宮城県船形の郷	総合施設長	2 種
	副所長	3 種
	園長	5 種
	地域移行推進部長	5 種
	副園長	6 種
県北地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	所長	5 種
仙台北地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	所長	5 種
県中央地域福祉サービスセンター長	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	園長	5 種
	所長	5 種
宮城県介護研修センター	所長	5 種
なごみなの里地域福祉サービスセンター	センター長	3 種
	副センター長	4 種
	園長	5 種
	所長	5 種
	副園長	6 種
	副所長	6 種
仙台西地域福祉サービスセンター長	センター長	3 種
	園長	5 種
	所長	5 種
	副園長	6 種
共通	参事	5 種

別表第 9（第 12 条関係）

管理職手当の月額

区分	管理職手当
1 種	90,000 円
2 種	80,000 円
3 種	70,000 円
4 種	60,000 円
5 種	50,000 円
6 種	40,000 円

別表第 10（第 16 条関係）

普通自動車使用距離区分表

（小型自動車，軽自動車）

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
4 キロメートル未満		2, 1 0 0 円

別表第 10 の 1（第 16 条関係）

（バイク，自転車等）

普通自動車等の使用距離区分(片道)		支給月額
5 キロメートル未満		2, 0 0 0 円

別表第 10 の 2（第 17 条関係）

単身赴任手当加算額表

交 通 距 離 （片道）		加 算 額
1 0 0 キロメートル以上	3 0 0 キロメートル未満	6, 0 0 0 円

別表 11（第 26 条関係）

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1 種	12, 000 円
2 種及び 3 種	10, 000 円
4 種	8, 000 円
5 種	6, 000 円
6 種	4, 000 円

別表 11 の 1（第 26 条関係）

管理職特別勤務手当の額

区分	額
1 種	6, 000 円
2 種及び 3 種	5, 000 円
4 種	4, 000 円
5 種	3, 000 円
6 種	2, 000 円